

徳島県労働委員会告示第六号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、徳島県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を令和七年六月二十六日認定したので、次のとおり告示し、令和三年徳島県労働委員会告示第二号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県企業局職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和七年七月八日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
本局	一 企業局長の職にある者 二 副局長、次長、課長、室長及び副課長の職にある者 三 経営企画課の総務を担当する課長補佐及び係長の職にある者のうち経営企画課長の指定するもの 四 経営企画課の人事、給与及び労務を担当する主任、主任主事及び主事の職にある者のうち経営企画課長の指定するもの
総合管理推進センター	所長、次長及び課長の職にある者